

狛江市いじめ防止基本方針

令和 8 年 2 月 改 定
狛江市・狛江市教育委員会

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

狛江市いじめ防止基本方針（以下、「基本方針」という。）は、こうした児童・生徒の心身の安全や安心を脅かし、教育を受ける権利を著しく侵害（人権侵害）する「いじめ」問題を克服し、児童・生徒の尊厳を保持するため、国が策定した「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下、「法」という。）」及び「いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定）」並びに「狛江市子どもの権利条例（令和8年4月1日施行）」に基づき、学校におけるいじめの防止等（いじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対処）のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として定めるものである。

第1 基本的な考え方

1 いじめ防止等の対策に係る基本理念

いじめの問題は、心豊かで安全・安心なよりよい社会をいかにしてつくるか、という学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、いじめは相手の人権を侵害する行為である。とりわけ学校におけるいじめ問題への対応は、どの学校においてもいじめは起こり得るという認識の下、全ての児童・生徒が安心して学校生活を送ることができることを目指して取り組むことが重要である。そこで、「狛江市子どもの権利条例（令和8年4月1日施行）」を踏まえ、いじめを防止するための基本となる方向性を次のとおり示す。

- いじめの防止等の対策は、いじめが全ての児童・生徒に関係する問題であることを踏まえ、児童・生徒が安心して学習に取り組んだり、学校生活を送ったりすることができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを目指して行われなければならない。
- いじめの防止等の対策は、全ての児童・生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめを受けた児童・生徒にとっていじめが心身に深刻な影響を及ぼす重大な行為であることについて、児童・生徒が十分に理解できるようにしなければならない。
- いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童・生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、狛江市、狛江市教育委員会、学校、地域、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。また、いじめを行った児童・生徒に対しても適切な支援を行わな

ければならない。

2 いじめの定義

この基本方針において「いじめ」とは、「当該児童・生徒に対して、当該児童・生徒と一定の人的関係（同じ学校に在籍している等）にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（不作為によるもの及びインターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

※ けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童・生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

3 いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の心身の健全な成長や人格形成等に重大な影響を及ぼすだけでなく、いじめを受けた児童・生徒の生命をも重大な危険に陥れたり、その心に生涯消えない深い傷を残したりするものである。いじめは極めて深刻な人権侵害であり、行ってはならない。

4 いじめ防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめを生まない学校づくり

いじめは、どの学校でもどの学級でも起こり得るという認識に立った上で、いじめが発生しにくい学校や学級づくりを行っていくことが、いじめ防止対策の基本となる。そのため、全教育活動を通じて、児童・生徒がいじめ問題を自分たちの問題と捉え、考えることができるよう、指導を徹底する必要がある。特に、特定の児童・生徒への対処療法的な生活指導にとどまることなく、全ての児童・生徒に働き掛ける意図的・計画的な指導により、問題の未然防止や健全育成のための取組を推進することが重要である。

(2) 調査・観察等によるアセスメントを活用した、いじめの早期発見（いじめ見逃しゼロ）

学校として、児童・生徒同士の間で起こるいじめを、できる限り漏らさずに認知するためには、全ての教職員が「いじめの定義」を正しく理解することが必要である。さらに、いじめをできるだけ初期の段階で発見できるようにするために、調査・観察等によるアセスメントやいじめ発見のためのアンケートの実施等、教職員をはじめ大人が児童・生徒の援助希求を適切に受け止め、支援できるようにする必要がある。

(3) いじめへの組織的対応

「法」に基づき、「学校いじめ対策委員会」（「基本方針」第3-2-（1）にて

組織を規定)を核とした対応を徹底し、学級担任等が一人で抱え込んで対応することのないようにしなければならない。そのために児童・生徒の気になる様子についての報告や情報共有は、全ての学校・全ての教職員で必ず行う。その際「もう少し様子を見る」「この程度は報告しなくてもよい」という個人的判断ではなく、どんな小さな事例でも「学校いじめ対策委員会」(「基本方針」第3-2-(1)にて組織を規定)に報告し、各事案への対応方法を協議する。

(4) 家庭や地域、関係機関との連携

いじめは児童・生徒だけの問題ではなく、社会全体の構造的な問題であり、学校の内外を問わず行われる行為であることから、いじめの未然防止や早期発見、早期対応を推進するためには、保護者、地域、関係機関等が、学校のいじめ防止のための取組について十分に理解することが重要である。必要に応じて、保護者会や学校運営協議会等の場で、いじめ問題の解決に向けて共通理解を図っていくことが重要である。

第2 いじめの防止等のための狛江市教育委員会の取組

1 学校を支援するための取組

- (1) 学校、児童相談所、法務局又は地方法務局、弁護士、警察、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーにより構成される「狛江市いじめ問題対策委員会」(以下、「いじめ問題対策委員会」という。)を設置する。また、「いじめ問題対策委員会」の委員は、必要に応じて、「学校いじめ対策委員会」(「基本方針」第3-2-(1)にて組織を規定)に関与する。
- (2) 「いじめ問題対策委員会」と各学校との円滑な連携の下、「基本方針」に基づく活動を行う。
- (3) 各学校のいじめの防止等の取組に関して、学校訪問や研修会等を通じて指導・助言を行う。
 - ア 教員が子どもと向き合うことのできる相談体制の充実
各学校の教員が子どもと向き合うことのできる相談体制の整備を図る。
 - (ア) スクールカウンセラーを効果的に活用するとともに、狛江市の専門教育相談員との連携を強化し、適切かつ迅速な相談体制を整備する。
 - (イ) 心理や福祉、医療等の専門家の相談連絡先や相談フォームの開設を示した資料の配布等により相談窓口の周知する。
 - イ 子どもの主体的な活動の推進と支援
狛江市立小・中学校は、学校におけるいじめを防止するため、以下のような児童・生徒の主体的な活動を推進する。また狛江市教育委員会は、学校が行う活動を支援する。
 - (ア) 児童・生徒自らが企画したいじめ防止を啓発する活動を推進する。

(イ) 各校の児童会・生徒会の交流の場の積極的な活用を推進する。

(ウ) 特別活動を中心とした、豊かな人間関係形成を支援する。

ウ ネットいじめへの対策の推進

インターネットを通じて行われるいじめに対する対策を推進する。

(ア) 小学生の段階から、デジタル・シチズンシップ教育を計画的に推進する。

(イ) 児童・生徒及び保護者等に対するネットいじめ防止等への啓発活動の徹底を図る。

(ウ) いじめに関する相談窓口を周知する。

(4) 調査・観察等によるアセスメントについて、各種研修会で活用方法等について取り上げ、教員が効果的な活用をできるようにする。

2 教員の指導力向上のための取組

いじめの防止等のために、狛江市教育支援センターと連携した人材育成や資質・能力の向上を図る。

(1) 教職員のいじめを感じる感覚・意識の向上を促すため、研修の在り方を検討し、具現化する。

(2) 人権教育、特別支援教育に関する研修を悉皆で実施し、教職員の人権意識の醸成や、児童・生徒一人ひとりにきめ細かく対応できる力の育成を図る。

(3) 児童・生徒一人ひとりにきめ細かく対応するために、校長のリーダーシップのもと、校内組織体制を整備する。

(4) 日常的な観察を通じて、児童・生徒の心身の変化の受け止め方等、教育活動で生かせる教職員のカウンセリング・マインドの向上のための研修を推進する。

3 関係機関と連携した取組

(1) 多様な外部人材の活用等による問題解決への支援

ア 必要に応じて、学校サポートチーム、健全育成に関わる関係機関や専門家と連携し学校を支援する。

イ 学校教育以外を所管する部署との定期的な情報交換及び情報の共有化を継続して行い、いじめの初期対応・中期的な対応・長期的な展望に立ち、いじめ問題について総合的な検討を進める。

(2) 学校関係者への啓発

家庭・地域及び関係機関に対して必要な広報活動を進め、いじめを防止することに対する啓発活動の促進を図る。

第3 いじめの防止等のために学校が実施すべき取組

1 学校いじめ防止基本方針の策定

- (1) 学校は、「法」第13条の規定に基づき、「狛江市立〇〇小（中）学校いじめ防止基本方針（以下、「学校いじめ防止基本方針」という。）」を策定する。
- (2) 学校は、国の「いじめの防止等のため基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定）」、「東京都いじめ防止対策推進基本方針（平成26年7月10日策定）」、「東京都いじめ総合対策【第3次】（令和7年6月）」、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月改訂版文部科学省）」、「基本方針」及び「狛江市子どもの権利条例（令和8年4月1日施行）」を参酌し、各学校の実情に応じて「学校いじめ防止基本方針」を定めて公開する。また、「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、見直しを継続的に行う。
- (3) 狛江市教育委員会は、各学校の取組を定期的に進行管理し、必要に応じて指導・助言を行う。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

- (1) 学校は、「法」第22条の規定に基づき、いじめ防止等に実効的に取り組むため、校長、副校長、生活指導主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラーで構成する「学校いじめ対策委員会」を設置する。その他、市の専門教育相談員、スクールソーシャルワーカー等、校長が必要と認める者によって構成する。
また、必要に応じて、「学校いじめ対策委員会」に、「狛江市いじめ問題対策委員会」の委員が関与する。
- (2) 「学校いじめ対策委員会」は、各学校で策定した「学校いじめ防止基本方針」が実情に即し、機能しているかを評価し、必要に応じて修正を行い、より実効的な内容へと改善する。
- (3) 「学校いじめ対策委員会」は、「法」第23条第2項の規定に基づき、いじめの事案に対し、事実関係の把握に努め、いじめであるか否かの判断を行う。
- (4) 「学校いじめ対策委員会」は、「法」第28条に規定する重大事態が発生した際には、同法同条に基づく調査を実施するため、狛江市教育委員会が設置する「いじめ問題対策委員会」との連携・協力を図る。

3 学校におけるいじめの防止等に関する措置

- (1) 学校は、いじめを受けた児童・生徒の安全確保や心のケアを第一に支援を行う。
- (2) 学校は、いじめの発見・通報を受けた場合、「学校いじめ対策委員会」を中心に組織的な対応を行う。速やかに事実確認を行い、その結果を狛江市教育委員会に報告する。
- (3) 学校は、いじめを行った児童・生徒には教育的配慮の下、毅然とした態度で指導す

るとともに、いじめを行った児童・生徒が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を定め、適切な支援を行う。

- (4) 学校は、いじめを受けた児童・生徒の保護者と情報を共有する。必要に応じて保護者会を開催する。
- (5) 学校は、狛江市教育委員会や関係機関との連携を図り客観的な視点から指導・助言を受ける。
- (6) 学校は、年間の学校教育活動全体を通じて、いじめ防止に資する多様な取組が体系的、計画的に行われるよう、包括的な取組方針を定め、その具体的な指導内容のプログラム化を図る。
- (7) 学校は、全ての教職員がいじめ問題への対応についての共通理解をできるようにするため、年に3回以上、いじめ問題に関する校内研修を実施する。

4 学校におけるいじめの防止

いじめは相手の人権を侵害する行為であり、人を傷付けてはいけないことを、学校は、児童・生徒が理解できるようにすることが必要である。生命尊重の精神と人権感覚を育み、いじめの未然防止と指導の充実を図るために、以下のように方策を講じる。

(1) いじめの防止に関する基本的な姿勢

ア 教職員が行うこと

- (ア) 児童・生徒の言葉を受容的・共感的に聞く姿勢をとおして信頼関係を積み上げ、豊かな人間関係を構築する。
- (イ) 「人を傷付けない」という雰囲気を学校全体に醸成できるようにする。
- (ウ) 全ての児童・生徒が「分かる」「できる」という実感に加え、児童・生徒自身で自己選択・自己決定できる授業を行う。
- (エ) 児童・生徒一人ひとりを大切にする指導の徹底を図る。
- (オ) 学校生活の中で全ての児童・生徒が活躍し、安心できる「居場所づくり」を進める。
- (カ) 児童・生徒の意見を尊重するとともに、児童・生徒が自分の意見を表明することをおして、学校づくりや学級づくりに積極的に参画できるようにする。

イ 児童・生徒に指導すること

- (ア) 学校生活において、多様な他者との関わり合いや学び合いの経験をおして、児童・生徒一人ひとりが自己の目標に向かって他者の主体性を尊重しながら、自らの行動を決断し、実行する力を身に付けられるようにする。
- (イ) 他者から認められ、他者の役に立っているという「自己有用感」を児童・生徒全員が感じとれる「きずなづくり」を進める。
- (ウ) 児童・生徒の心が通じ合うコミュニケーション能力を身に付け、信頼できる集団づくりを進められるようにする。

(エ) 児童・生徒同士の合意形成や意思決定の場を設定し、多様性や互いのよさを認め合える態度を育成できるようにする。

(2) いじめの未然防止

いじめの未然防止を図るため、以下のように方策を講じる。

ア 人権教育をより一層推進する。

イ 教育活動全体を通じた道徳教育の充実を図る。

ウ 道徳科等において「いじめに関する授業」を年3回以上必ず実施し、いじめの問題を自分のこととして捉え、児童・生徒が主体的にいじめについて深く考え、議論し、いじめは行ってはならないことを自覚できるようにする。

エ 集団の一員としての自覚と自信を育むことができるよう体験活動の充実を図る。

オ 学級活動・児童会・生徒会等の特別活動においていじめの防止に資する児童・生徒の主体的な企画及び運営による活動を支援し、その充実を図る。

カ 教職員の指導力・資質の向上のための校内研修を充実する。

キ 保護者・地域にいじめを防止することの重要性について、より一層理解を促すための啓発活動を行う。

(3) いじめの早期発見

いじめの早期発見を図るため、以下のように方策を講じる。

ア いじめの行われる場所やその態様を考慮し、児童・生徒のわずかな変化に気付くため日常の生活状態を観察する力を養う。

イ 教職員をはじめ、児童・生徒の本音が聞けるような人間関係づくりを進める。

ウ 調査・観察等によるアセスメントやいじめに関するアンケート調査、定期的な面談、聞き取り等を基にいじめの早期発見に努める。

エ 児童・生徒の変化に関する情報について、全ての教職員が円滑に情報を共有し、継続して気になる児童・生徒の見守りができるように、必要に応じてケース会議を開催する。

オ 児童・生徒が相談しやすく、また教職員が一人で抱え込むことのない教育相談体制を確立し、周知する。

カ 「SOS の出し方に関する教育」*1を推進し、児童・生徒が適切な援助希求を発信しやすい体制づくりを行うとともに、教職員が児童・生徒の援助希求を受け止める研修を実施する。

(4) いじめの早期対応

ア いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童・生徒の人間関係に関する悩み等含む）があった場合や学校の教職員がいじめを発見した場合、また児童・生徒や保護者等から相談を受けた場合、速やかに「学校いじめ対策委員会」等に対し、当該いじめに係る情報を報告し、情報の迅速な共有化を図る。

イ いじめ問題の対応経過については、「いつ、どこで、誰が、誰に対して、どのよ

うに対応したか」等が明確になるように記録するとともに、各学校において適切に管理する。

(5) ネットいじめへの対応

インターネットをとおして行われるいじめの防止に向けた対策を推進する。

ア インターネットをとおして行われるいじめが生じた際には、狛江市教育委員会及び警察等の関係機関等と連携して迅速に必要な措置を講じる。

イ 児童・生徒に対するデジタル・シチズンシップ教育の充実や保護者等への啓発活動を推進する。特に SNS*²において、文字等を中心としたコミュニケーションは、勘違いや間違っただけの思い込みをきっかけにトラブルに発展することもあることから、対話でのコミュニケーションと同様にあらゆる教育活動をとおして啓発、指導する。

(6) 家庭や地域、関係機関と連携した相談体制

いじめを受けた児童・生徒の安全確保や不安解消はもとより、いじめを行った児童・生徒に対する組織的・計画的な指導及び観察に加え、必要に応じて「観衆」や「傍観者」となっている児童・生徒についても、家庭や地域、関係機関と連携した相談体制を確立する。

ア 定期的に関係機関や専門家等との相談・連携を図り、迅速な対応ができるよう、「学校いじめ対策委員会」を中心とした相談体制を整えておく。

イ 日頃からいじめの防止に向けた学校の取組をホームページや学校便り、道徳授業地区公開講座等で積極的に伝える。

5 いじめに対する措置

いじめの解消に係る判断については、以下の内容を規準とする。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

※ いじめを受けた児童・生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3ヶ月を目安とする）継続していること。（ただし、いじめの重大性等から、さらに長期の期間が必要と判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会または「学校いじめ対策委員会」の判断により、より長期の目安を設定する。）

(2) いじめを受けた児童・生徒が心身の苦痛を感じていないこと

6 留意事項

下記に該当する児童・生徒を含め、学校として特に配慮が必要な児童・生徒については、日常的に、当該児童・生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童・生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

(1) 発達障がいを含む、障がいのある児童・生徒がかかわるいじめについては、教職員

が個々の児童・生徒の障がいの特性への理解を深めるとともに、学校生活支援シート（個別の教育支援計画）や個別指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童・生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。

- (2) 海外から帰国した児童・生徒や外国人の児童・生徒、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる児童・生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われないよう、教職員、児童・生徒、保護者等の外国人児童・生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
- (3) 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童・生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障がいや性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。
- (4) 災害等の影響を受けた児童・生徒（以下「被災児童・生徒」という。）については、「被災児童・生徒」が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童・生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、「被災児童・生徒」に対するいじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。
- (5) 令和7年度から校長及び副校長においては、小・中学校間の連携を強化し、義務教育9年間を見通した教育活動の充実を図るため、中学校区を中心としたコミュニティ・スクールの「ゾーン」ごとに、兼務発令をしていることを踏まえ、特に配慮が必要な児童・生徒を含め、全ての児童・生徒について各ゾーンにおいて、適切な引き継ぎを行う。

第4 重大事態への対処

いじめの重大事態については、国の「いじめの防止等のため基本的な方針（平成25年10月11日文科科学大臣決定）」、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月改訂版文科科学省）」により、適切に対処する。

重大事態とは、「いじめにより児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」及び「いじめにより当該学校に在籍する児童・生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」をいう。

なお、児童・生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があったときについても、申し出の時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいええない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして調査・報告に当たる。

- 1 学校は、重大事態が発生したときは、狛江市教育委員会を通じて速やかに狛江市長に報告する。

- 2 狛江市教育委員会又は学校は、その事態に対処するとともに、「学校いじめ対策委員会」等において、事実関係を明確にするための調査を実施する。調査の主体については、個別の重大事態の状況に応じて、狛江市教育委員会が判断する。
- 3 狛江市教育委員会は、学校が調査を行うときは、「いじめ問題対策委員会」を開催するなどして、必要な指導・助言又は支援を行う。
- 4 狛江市長は、必要に応じ、狛江市いじめ問題調査委員会を設置し、重大事態についての再調査等を依頼することができる。
- 5 狛江市教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童・生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る必要な情報を調査の実施前及び実施後に適切に提供する。

第5 評価

狛江市教育委員会は、各学校の「学校いじめ防止基本方針」の内容が適切であり、実効性があるか、定期的にヒアリング等を行い評価する。

- *1 「SOS の出し方に関する教育」：「子供が、現在起きている危機的状況、又は今後起こり得る危機的状況に対応するために、適切な援助希求行動（身近にいる信頼できる大人にSOSを出す）ができるようにすること」、「身近にいる大人がそれを受け止め、支援ができるようにすること」を目的とした教育（「SOS の出し方に関する教育を推進するための指導資料」から引用 平成30年2月 東京都教育委員会）

- *2 SNS：Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略。登録した利用者だけが参加できるインターネットのWebサイトのこと。
（総務省『国民のためのサイバーセキュリティサイト』
（https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/cybersecurity/kokumin/glossary/en/）